Ⅶ-2　鹿児島市避難行動要支援者
避難支援等プラン

鹿　　児　　島　　市
避難行動要支援者避難支援等プラン

平成 26 年 3 月

令和　4 年 3 月　一部改訂

令和　5 年 3 月　一部改訂

鹿児島市 危機管理課

目　　次

第１章　総則
　第１　趣旨
　第２　位置付け
　第３　構成等
　第４　避難支援体制の整備方針

第２章　関係機関等の役割
　第１　市の役割
　第２　民生委員の役割
　第３　地域支援機関の役割
　第４　専門支援機関の役割

第３章　避難行動要支援者名簿等の作成・活用等
　第１　要配慮者の台帳作成
　第２　避難行動要支援者名簿の作成
　第３　避難行動要支援者名簿情報の利用
　第４　避難支援関係者への平常時からの名簿情報の提供
　第５　災害時における名簿の活用

第４章　個別避難計画の作成
　第１　個別避難計画の目的
　第２　個別避難計画作成の基本方針
　第３　避難を支援する者の確保等
　第４　個別避難計画の適正管理
　第５　個別避難計画情報の利用
　第６　避難支援等関係者への平常時からの個別避難計画情報の提供
　第７　災害時における個別避難計画の活用

第５章　高齢者等避難等の発令・伝達体制の整備
　第１　高齢者等避難の発令

第２　高齢者等避難等の具体的な判断基準の作成
第３　情報伝達体制の整備
第４　多様な情報伝達手段の確保

第６章　避難行動支援に係る共助力の向上
第１　要配慮者の避難体制等整備
第２　避難に必要な資機材の確保
第３　要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施

第７章　指定避難所等における支援体制の整備
第１　指定緊急避難場所や指定避難所の開設
第２　避難施設や必要物資等の整備
第３　二次避難所（福祉避難所等）の指定
第４　広域支援体制の確立

第８章　その他
第１　施行期日
第２　鹿児島市災害時要援護者避難支援プランの廃止
第３　経過措置

鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン

第１章　総則

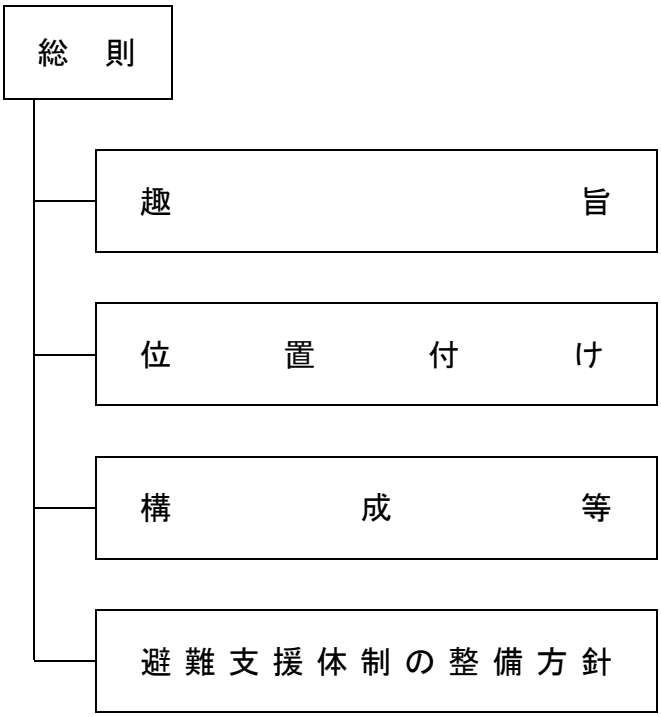

第１　趣旨

鹿児島市避難行動要支援者避難支援等プラン（以下「プラン」という。）は、本市における避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援等の体制の確立に必要な事項を定めるものとする。

第２　位置付け

このプランは、鹿児島市地域防災計画における避難行動要支援者をはじめとする要配慮者の避難支援等に関し必要な事項を具体化したものである。

第３　構成等

１　プランの構成

プランは、避難支援に関する「全体的な考え方」や避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりに対する「個別避難計画」の作成等に関する考え方を示すこととし、第 1 章の「総則」から第 8 章の「その他」まで全 8 章で構成する。

2　定義

プランにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　要配慮者　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。

(2)　避難行動要支援者　法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。

(3)　避難支援等関係者　法第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者をいう。

(4)　避難支援等実施者　法第 49 条の 14 第 3 項に規定する避難支援等実施者をいう。

(5)　避難支援等　法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難支援等をいう。

(6)　避難行動要支援者名簿　法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。

(7)　名簿情報　法第 49 条の 11 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿情報をいう。

(8)　個別避難計画　法第 49 条の 14 第 1 項に規定する個別避難計画をいう。

(9)　個別避難計画情報　法第 49 条の 15 第 1 項に規定する個別避難計画情報をいう。

第４　避難支援体制の整備方針

１　対象者

避難支援体制の整備は、高齢者など要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の避難行動要支援者について、重点的・優先的に進める。

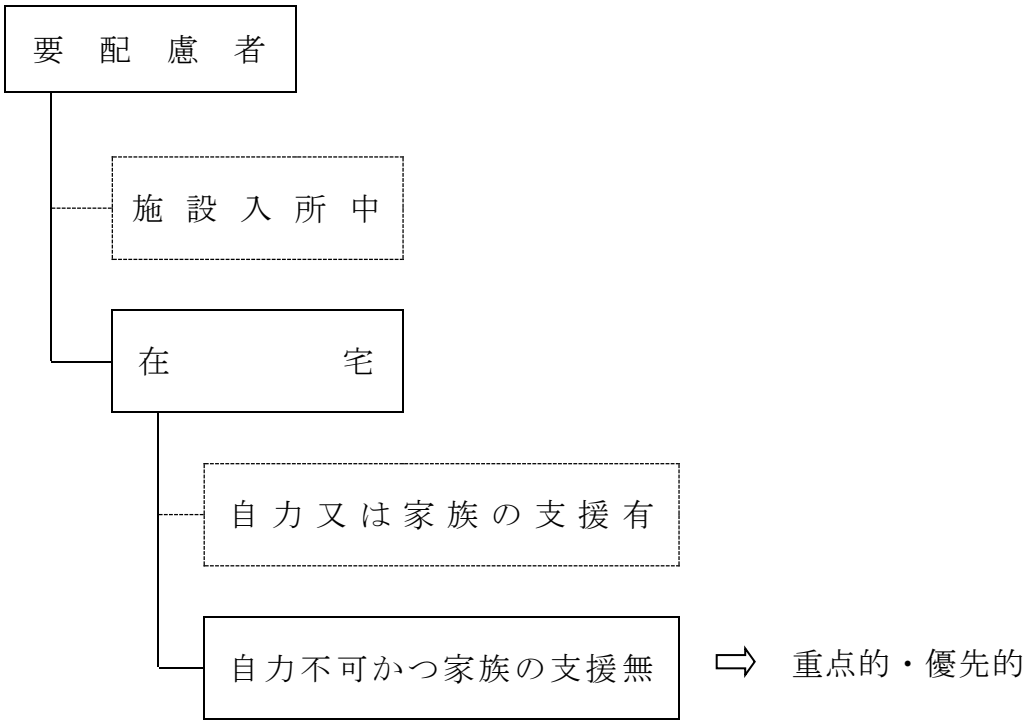

２　対象地域

要配慮者の避難支援体制の整備は、特に、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について重点的・優先的に進める。

３　対象災害

要配慮者の避難支援体制の整備は、風水害等本市において想定される災害時における避難支援対策を想定して進める。

第２章　関係機関等の役割

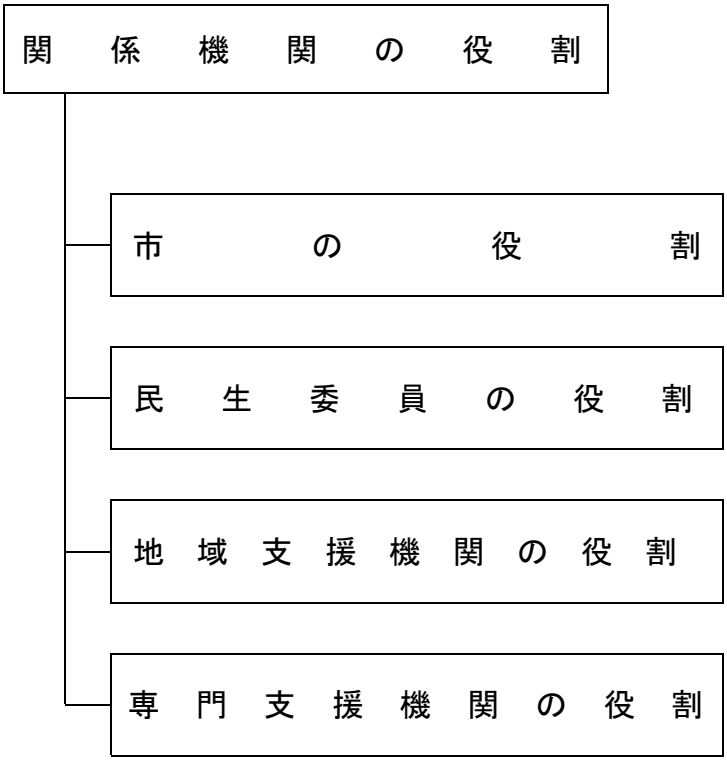

第１　市の役割

１　要配慮者の把握

２　避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿の作成

３　避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供（情報提供の同意を得た者）

４　個別避難計画の作成、保管、避難支援等関係者への平常時からの個別避難計画情報の提供（情報提供の同意を得た者）

５　高齢者等避難等の情報伝達体制の整備

６　高齢者等避難の発令、伝達

７　避難行動要支援者名簿情報、個別避難計画情報の平常時からの情報提供に不同意であった者への避難支援（災害時における避難支援等関係者への名簿情報、個別避難計画情報の提供等）

８　避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用した避難支援、安否確認等

９　要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営

10　自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材整備の支援

11　要配慮者や避難支援等関係者の研修、要配慮者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施

第２ 民生委員の役割

民生委員は、日頃の見守り活動を通じ以下の役割を担う。

1　市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力

2　避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ

3　個別避難計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ

4　市の依頼による個別避難計画作成への協力

5　個別避難計画の修正内容の市への提供

第３　自主防災組織・町内会等、地域で相互扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の役割

地域支援機関は、日頃の地域活動を通じて、以下の役割を果たすよう努める。

1　避難支援等関係者へ平常時から名簿情報を提供することへの同意について、避難行動要支援者への働きかけ

2　個別避難計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ

3　市の依頼による個別避難計画作成への協力

4　個別避難計画の修正内容の市への提供

5　要配慮者への高齢者等避難等の伝達

6　避難行動要支援者への避難支援と安否確認

第４　社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等介護・医療活動を行う組織（以下「専門支援機関」という。）の役割

専門支援機関は、介護・医療活動を通じて、以下の役割を担う。

1　個別避難計画作成のための避難行動要支援者への働きかけ

2　市の依頼による個別避難計画作成への協力

3　個別避難計画の修正内容の市への提供

4　避難行動要支援者の避難支援と安否確認への協力

5　要配慮者の収容への協力

第３章　避難行動要支援者名簿等の作成・活用等

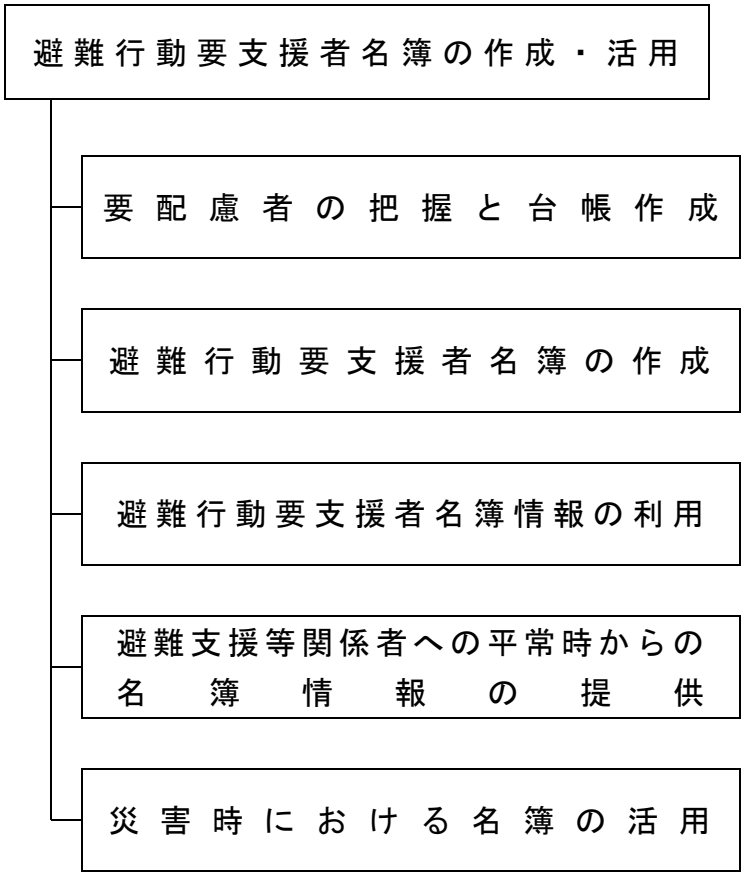

第１　要配慮者の台帳作成

市は、要配慮者を把握し、要配慮者台帳に記載する。

１　要配慮者の範囲

(1)　独り暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者

(2)　介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する要介護認定において要介護 3 以上の判定を受けている者

(3)　身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する障害を有する者

(4)　「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちＡ1、Ａ2 の判定を受けた者

(5)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級を所持する者

(6)　難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)の医療費助成認定を受けている難病患者

(7)　前各号に準じる状態にある者

2　収集する内容

台帳には、以下の情報を収集して記載する。

(1)　氏名

(2)　年齢（生年月日）

(3)　要配慮者の区分（本章第１の１に示す区分）

(4)　住所

3　台帳の使用

台帳は、市が以下の目的に使用する。

(1)　在宅の要配慮者の全体把握

(2)　避難行動要支援者の把握

(3)　災害時の避難支援及び安否情報の確認

4　情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、市の関係部局で保有している要介護者や障害者等の情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別、障害種別及び支援区分別に把握するものとする。

(1)　市内部での情報の集約

要配慮者の把握のため、市の各部局において把握している情報を集約するよう努める。

①　住民基本台帳・身体障害者手帳交付台帳

②　療育手帳交付台帳

③　要介護・要支援認定台帳

④　自立支援医療費の申請受理簿

⑤　難病の患者に対する医療等に関する法律の医療費助成認定簿　等

(2)　県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の者に対して情報提供を求めるものとする。

第２　避難行動要支援者名簿の作成

1　避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（避難行動要支援者）の範囲は、次に掲げる者とする。

(1)　介護保険法に規定する要介護認定において、要介護３以上の判定を受けている者

(2)　身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者障害程度

等級表の１級又は２級に該当する障害を有する者。ただし、心臓又はじん臓機能障害のみをもって該当する者は除く。

(3) 「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」に規定する程度区分のうちＡ1、Ａ2の判定を受けた者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者

(5) 本市の障害福祉サービスを受けている難病患者等

(6) 前各号以外の者で、市長が避難支援等の必要を認めた者

２ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、以下を記載する。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 所属する町内会

(8) 避難所（避難先）

(9) 避難支援等関係者への平常時からの名簿情報提供の可否

(10) 個別避難計画の有無

(11) 危険種別（危険地域の種別を記載）

(12) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

３ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等により市の機能が著しく低下する可能性を考慮し、名簿データのバックアップに留意する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体による管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

４ 名簿情報の適正管理

避難行動要支援者の個人情報を保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、市においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシィに関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。

なお、法第 49 条の 13 の規定により、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、正当な理由なく、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているため、避難支援等関係者等へ、その旨、十分説明する。

5　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1)　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努めるものとする。

(2)　避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときや転居や入院により名簿から削除されたとき等は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

第３　避難行動要支援者名簿情報の利用

名簿情報は、市が以下の目的に使用する。

1　避難行動要支援者の把握

2　次に掲げる事項に活用するための避難支援等関係者への平常時からの名簿の提供（情報提供について同意を得た者）

(1)　発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施

(2)　防災訓練や関係者への研修等

3　災害時の避難行動支援及び安否情報の確認

第４　避難支援等関係者への平常時からの名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。

このため、市は、避難行動要支援者の名簿情報を提供することについて本人の同意を得た場合、名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる者に提供する。

なお、法第 49 条の 12 の規定により、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

第５　災害時における名簿の活用

1　避難のための情報伝達

警戒レベル等は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、高齢者等避難や避難指示等が発令された場合は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早い

段階での避難行動を促進できるように配慮することが必要である。

情報の伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも的確に伝わるよう、分かりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線や広報車、携帯端末など、多様な情報伝達の手段を確保する。

2　避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報や事前に作成する個別避難計画に基づいて避難支援を行う。

また、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を自主防災組織や町内会などの地域の関係者に説明するとともに、避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうなど、避難支援等関係者等の安全確保に十分に配慮する。

3　避難行動要支援者の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1)　名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

ただし、情報の提供に当たっては、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮する。

(2)　避難行動要支援者名簿の提供先

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者のほか、避難支援等の実施に必要な限度で、自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、福祉事業者、障害者団体等に名簿情報を提供するものとする。

4　避難行動要支援者の安否確認の実施等

避難場所等において安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を活用する。

また、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を活用して、在宅避難者等の安否確認を行う。

第４章　個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成することに同意した者について、避難支援に関する個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

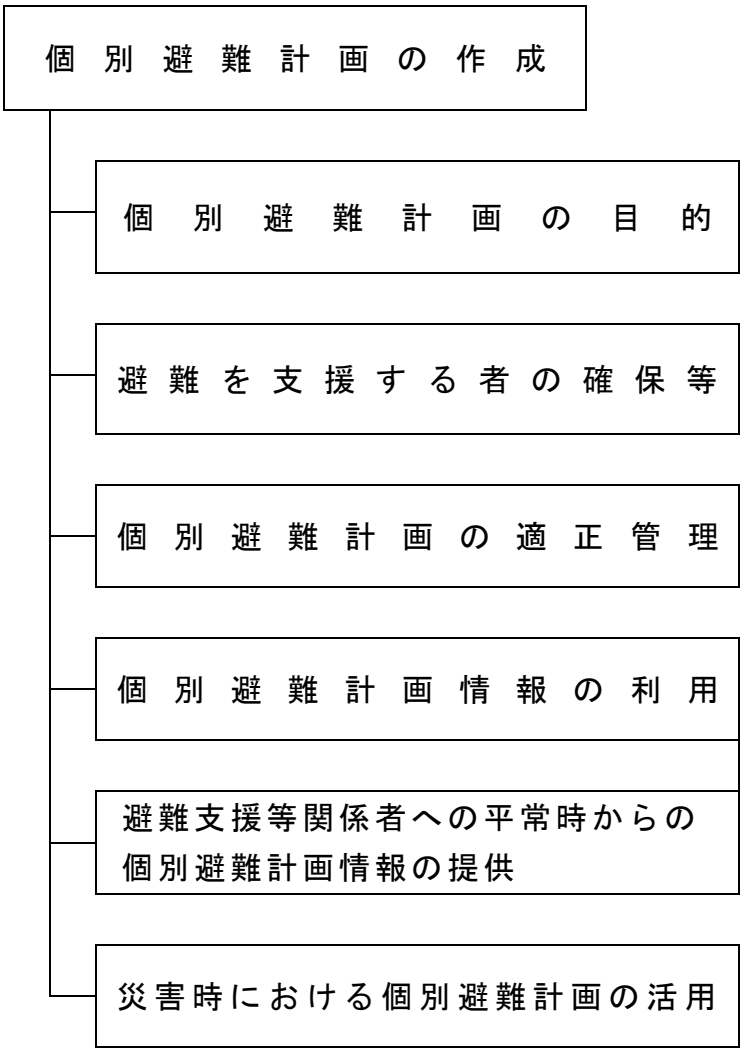

第１　個別避難計画の目的

市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

第２　個別避難計画作成の基本方針

１　個別避難計画作成の対象者

個別避難計画は、避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成することに同意した者について作成する。

２　個別避難計画の作成に必要な情報の把握

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別、障害種別及び支援区分別に把握するものとする。

(1) 市内部での情報の集約

市の各部局において把握している情報を集約するよう努める。

(2) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報取得が個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の者に対して、情報提供を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者から、情報を把握する。

3　個別避難計画の作成主体

市は、避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成することに同意した者について、避難行動要支援者への郵送による調査又は聞き取りを基本としながら、自ら又は民生委員、地域支援機関若しくは、専門支援機関に協力を依頼して個別避難計画を作成するものとする。

なお、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当であるとされていることから、必要に応じて次の作成の優先度を踏まえ、計画を作成するものとする。個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成目標期間は、令和３年度から起算してからおおむね５年間とする。

(1) 地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒地域）等）

(2) 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

(3) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

4　個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項に加え、以下の情報について記載等する。

なお、これまで「個別支援計画」として作成してきた計画については、当該計画の内容が、改正災対法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、個別避難計画として取り扱うものとする。

(1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その

他の連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5　個別避難計画が作成されていない者への配慮

災害時に、生命・身体を保護するという行政の役割に鑑み、作成作業の途中である、作成の同意が得られない等の事情によって個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

6　個別避難計画のバックアップ

災害規模等により市の機能が著しく低下する可能性を考慮し、個別避難計画のバックアップに留意する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体による管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

7　個別避難計画の更新と情報の共有

(1) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、市は避難行動要支援者の把握に努め、本人又は支援者から変更の届出があった場合や、ハザードマップの見直し・更新、災害時の避難方法等に変更があった場合などは、個別避難計画を更新し、個別避難計画を最新の状態に保つことに努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときや転居や入院により名簿から削除されたとき等は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

第３　避難を支援する者の確保等

1　避難支援等実施者の確保

避難行動要支援者それぞれに避難支援等実施者が確保されるよう、市は、地域の実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者（民生委員等）と協力しながら、避難支援等実施者の確保に努める。

2　避難行動要支援者及び避難支援等実施者による個別避難計画の確認

作成された個別避難計画については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者による確認を行い、避難体制の確立を図るものとする。

第４　個別避難計画の適正管理

１　適正管理

避難行動要支援者の個人情報を保護するとともに、個別避難計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、市においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシィに関するガイドライン」に基づき、個別避難計画についての情報を適正に管理する。

なお、法第 49 の 17 の規定により、個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者等は、正当な理由なく、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているため、避難支援等関係者等へ、その旨、十分説明する。

２　保管

個別避難計画の原本は、市の防災部局が保管し、副本は避難行動要支援者のほか、個別避難計画の作成協力・実施の関係機関及び避難支援等実施者が保管するものとする。

３　利用

個別避難計画を保管する関係機関及び避難支援等実施者は、避難支援に関する目的以外に個別避難計画を利用してはならない。

第５　個別避難計画情報の利用

個別避難計画情報は、市が以下の目的に利用する。

１　個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援等実施者の同意を得るための連絡

２　次に掲げる事項に活用するための避難支援等関係者への平常時からの個別避難計画情報の提供（情報提供について同意を得た者）

(1) 発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施

(2) 防災訓練や関係者への研修等

３　災害時の安否確認・救助等

第６　避難支援等関係者への平常時からの個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高める準備をしておくことを可能とする。

このため、市は、個別避難計画情報を提供することについて避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た場合、個別避難計画情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、町内会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わるものに提供する。

第７　災害時における個別避難計画の活用

１　避難のための情報伝達

警戒レベル等は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、高齢者等避難や避難指示等が発令された場合は、避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように配慮することが必要である。

情報の伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも的確に伝わるよう、分かりやすい言葉や表現、説明などに配慮するとともに、防災行政無線や広報車、携帯端末など、多様な情報伝達の手段を確保する。

２　避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援等については、個別避難計画に基づいて避難支援等を行う。

また、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、地域において、避難の必要性や個別避難計画の意義、あり方を自主防災組織や町内会などの地域の関係者に説明するとともに、避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうなど、避難支援等関係者等の安全確保に十分に配慮する。

３　避難行動要支援者の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 個別避難計画情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者等の同意を得ることを要せずに、個別避難計画情報を外部提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

ただし、情報の提供に当たっては、提供する情報の種類、範囲等に十分配慮する。

(2) 個別避難計画情報の提供先

「第３章第５　3(2) 避難行動要支援者名簿の提供先」に準じる。

第５章　高齢者等避難等の発令・伝達体制の整備

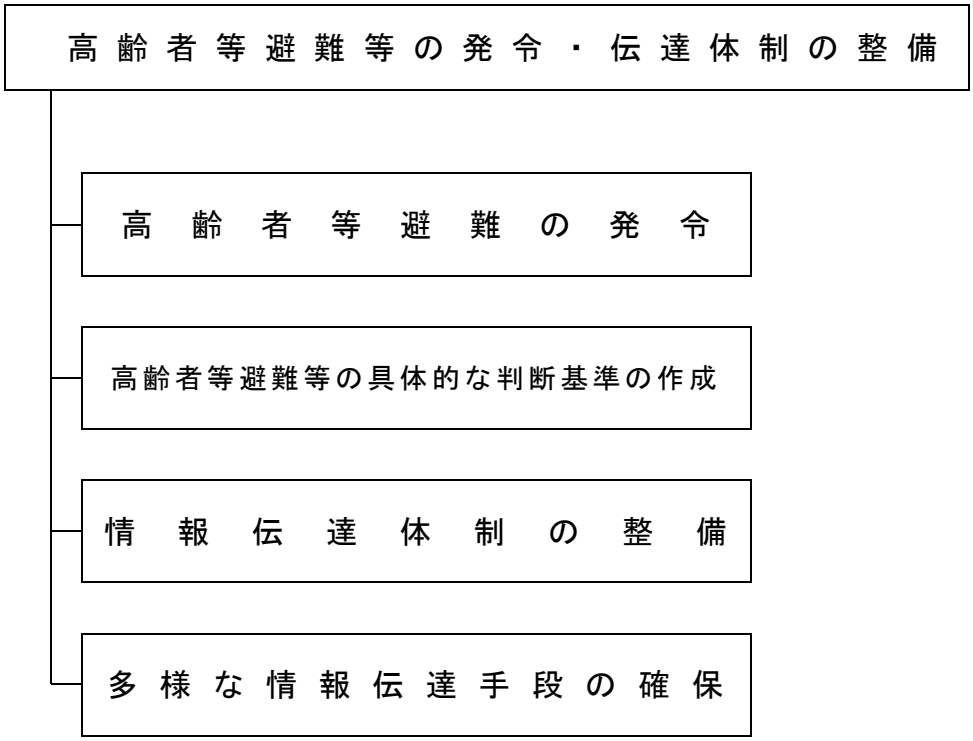

第１　高齢者等避難の発令

市は、要配慮者が、避難行動を開始するための情報及び避難支援等実施者が避難行動要支援者への避難支援を開始するための情報として、高齢者等避難を発令する。

第２　高齢者等避難等の具体的な判断基準の作成

市は、高齢者等避難等の具体的な判断基準を作成する。

第３　情報伝達体制の整備

１　地域における情報伝達体制

市は、発令された高齢者等避難等が要配慮者や避難支援等実施者を含めた高齢者等避難等対象地域の住民全員に確実に届くよう防災行政無線、広報車等を活用して防災情報を提供する。

第４　多様な情報伝達手段の確保

避難指示等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、市は、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(1)　放送事業者への情報提供等
(2)　防災行政無線の活用
(3)　緊急速報メールの活用
(4)　ファクシミリ、電子メール等の活用

(5)　消防車両による広報
(6)　コミュニティＦＭへの情報提供
(7)　携帯端末等による緊急速報メール　等

第６章　避難行動支援に係る共助力の向上

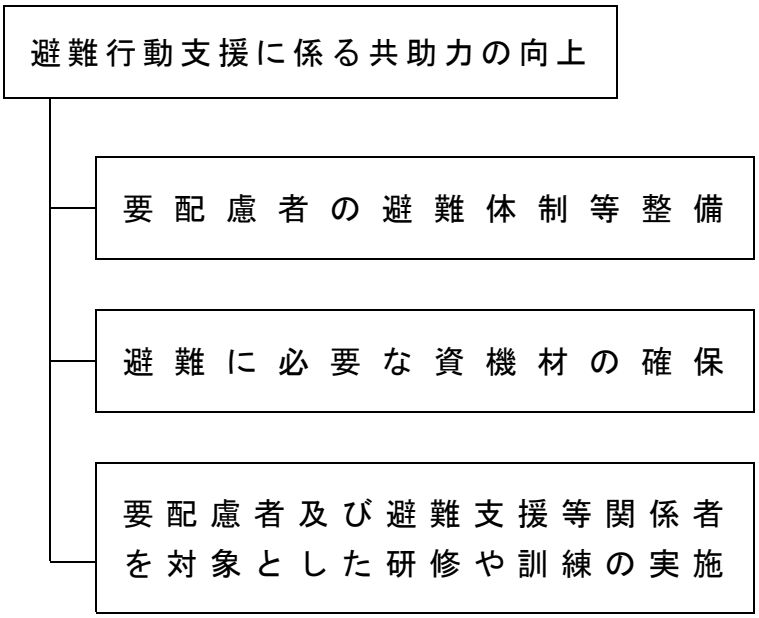

第１　要配慮者の避難体制等整備

１　地域における避難体制整備

自主防災組織、町内会等は、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

２　専門支援機関の避難支援体制整備

専門支援機関においては、市等から提供される防災情報に基づき、事前に、避難支援体制の整備に努め、高齢者等避難等の発令の際、避難行動要支援機関の迅速・確実な避難支援を行う。

第２　避難に必要な資機材の確保

１　地域における資機材の整備

自主防災組織、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

２　市の支援

市は、地域における防災資機材の整備を支援する。

第３　要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修や訓練の実施

１　研修等

(1)　要配慮者への研修等

市は、要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれ

が生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、啓発等を行う。

(2)　避難支援等関係者への研修等

市は、地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するための研修等を実施する。

２　訓練

市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。

第７章　指定避難所等における支援体制の整備

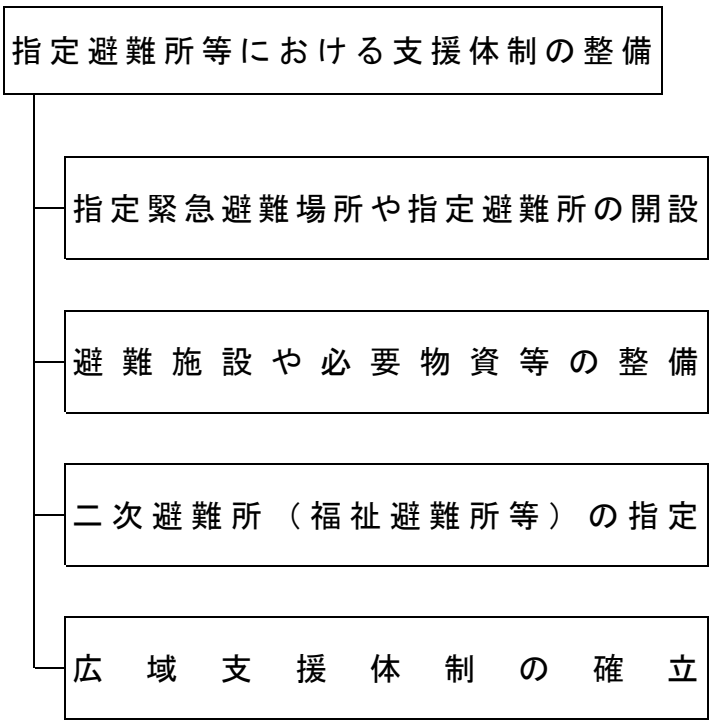

第１　指定緊急避難場所や指定避難所の開設

市は、防災情報に基づいて早期に指定緊急避難場所や指定避難所の開設を行う。開設にあたっては、鹿児島市地域防災計画や第５章第４に示した情報伝達体制により、住民への周知を図る。

第２　避難施設や必要物資等の整備

市は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所や指定避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における食料、日用品、資機材等の備蓄を推進する。

第３　二次避難所（福祉避難所等）の指定

市は、要配慮者に対して医療・介護など必要なサービスを提供するため、医療機関や社会福祉施設等を予め福祉避難所として指定する。

第４　広域支援体制の確立

市は、避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町村との相互応援協定の締結に努める。

第８章　その他

第１　施行期日

プランは、平成26年4月1日から施行する。

第２　鹿児島市災害時要援護者避難支援プランの廃止

鹿児島市災害時要援護者避難支援プラン（平成18年12月1日制定）は廃止する。

第３　経過措置

第3章第2の規定による避難行動要支援者名簿が作成されるまでの間は鹿児島市災害時要援護者避難支援プランに規定する災害時要援護者台帳は同名簿とみなす。この場合において、避難支援等関係者の範囲は、第3章第4の規定にかかわらず、同台帳に記載された情報提供先とする。